

## 神栖市立図書館資料の弁償に関する取扱基準

神栖市立図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他図書館資料（以下「資料」という。）の弁償の取扱は次のとおりとする。

### 弁償の方法

- 1 神栖市立図書館の利用者が、資料を破損、汚損もしくは紛失した場合は、館長が当該利用者に対して、紛失・汚破損の届出書を提出させるとともに、速やかに弁償するよう求めるものとする。
- 2 資料の弁償は、原則として現物により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物による弁償が困難な場合は、時価相当または類似するものとして館長が指定した資料を弁償するものとする。

### 弁償の範囲

- 1 破損、汚損の場合の弁償を求める範囲は、図書館が行う修理等が困難であり、貸出や閲覧等の利用ができない状態のものとする。  
(破損・汚損の例) 水濡れ・飲食物のシミ。資料の一部の破損・汚損・紛失。書き込み。噛み跡。
- 2 DVD・CD等については本体のみを対象とし、歌詞カードや解説書は届け出のみとする。

### 弁償の免除

次の各号のいずれかに該当する場合、館長は利用者に対し弁償を免除することができる。

- 1 天災・火災等により、資料を破損・汚損・亡失したと認められる場合
- 2 盗難等により、資料を紛失したと認められる場合
- 3 長期間の利用により経年劣化が原因と考えられる場合
- 4 受入後相当期間が経過している資料
- 5 生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯、または、生活保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の場合。ただし、善良な管理者の注意義務を怠ったと認められる場合は、この限りでない。
- 6 その他館長がやむを得ないと判断する場合

### 長期弁償を行わない場合の措置

特別の理由がなく、届け出後 30 日を経過しても弁償されない場合は、当該利用者に対し、資料の貸出・延長・予約を停止できるものとする。

2022 年 12 月 10 日改正

2014 年 6 月 1 日決定